

○財政指標等に関する用語の説明

用 語	説 明
標 準 財 政 規 模	地方自治体の一般財源の標準規模を示すもので、標準的に収入しうる経常一般財源の大きさである。
財 政 力 指 数	普通交付税の規定により、算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値をいい、地方自治体の財政力を示す指数として用いられる。 この値が大きいほど財政力に余裕があり、1を超えた団体は交付税の不交付団体ということになる。
経 常 収 支 比 率	人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることに、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。 町村では、70%程度が望ましい。
実 質 公 債 費 比 率	平成18年度から、地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新しい財政指標で、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合をいう。従来の許可制度のもとにおいて、起債が制限されるかどうかを判断する基準として用いられた起債制限比率を見直した指標である。 起債制限比率との違いは、実質的な公債費を網羅して、公営企業の元利償還金の公債費への一般会計からの繰出金、及びPFIや加入している一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費も算入している。 実質公債費比率が18%以上の団体については、引き続き地方債の発行に許可を要し、25%以上の団体については、起債の制限を受ける。
公 債 費 比 率	地方債を借り入れた自治体は、毎年度元金の償還と利子の支払いが必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費に充当された一般財源の額の標準財政規模に占める割合をいう。地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、公債費の増加が、将来の住民の負担を強いることとなり、かつ財政構造の弾力性を圧迫することにかんがみこの比率をみるものである。 10%未満が適正水準とされ、20%を超えると危険とされている。
起 債 制 限 比 率	公債費から、交付税で措置されるものを除いた正味の額が標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかをみるもの。起債制限比率の過去3年間の平均が20%以上の団体については、原則として地方債の許可がされない場合もある。
公 債 費 負 担 比 率	地方債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率という。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。
自 主 財 源 比 率	地方自治体が自主的に収入できる財源を自主財源といい、歳入総額に占める割合をいう。財政基盤の安定性及び行政活動の自立性を判断する指標で、一般的にはこの比率が高いほど望ましい。
基 準 財 政 収 入 額	普通交付税の算定に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額の合算額である。
基 準 財 政 需 要 額	普通交付税の算定基礎となるもので、各自治体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。